

マイナンバー（個人番号）記載及び申請書提出時の本人確認について

マイナンバー法（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）の施行に伴い、平成29年度申請分から軽自動車税減免申請書にマイナンバー（個人番号）の記載が必要となりましたので、マイナンバーを所定の記載欄に記入してください。個人番号を記載した申告書の提出時には、本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施させていただきます。

1. 本人が申告書を提出する場合(①及び②がそれぞれ必要)

①番号確認書類	次のうち、いずれか1点 ・個人番号カード ・通知カード ・住民票（個人番号付き）	等
②身元確認書類	次のうち、いずれか1点 ・個人番号カード ・運転免許証 ・旅券	等

2. 代理人が申告書を提出する場合(①～③がそれぞれ必要)

①番号確認書類	次のうち、いずれか1点 ・本人の個人番号カードの写し ・本人の通知カードの写し ・本人の住民票（個人番号付き）の写し	等
②代理人の身元確認書類	次のうち、いずれか1点 ・代理人の個人番号カード ・代理人の運転免許証 ・旅券	等
③代理権確認書類 （同一世帯の場合は不要）	次のうち、いずれか1点 ・委任状 ・税務代理権限証書	等